# 省　令

**○総務省令第四十九号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月一日

総務大臣　松本　剛明

## 電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

**第一条**　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （簡易無線局に係る無線設備の変更等）<br>**第九条の三**　総務大臣又は総合通信局長は、設備規則第五十四条第二号及び第二号の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。<br>（登録の対象とする無線局）<br>**第十六条**　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。<br>［一～十一の二　略］<br>十二　設備規則第五十四条第二号及び同条第二号の二に規定する技術基準に係る無線設備（同条第二号チの技術基準が適用されるものに限る。）を使用する簡易無線局<br>（登録局の無線設備の規格）<br>**第十七条**　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。<br>［一～十一の二　略］<br>十二　設備規則第五十四条第二号及び同条第二号の二に規定する技術基準<br>（登録局の開設区域）<br>**第十八条**　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。<br>一　三五一・〇三一二五MHz以上三五一・六三一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。<br>［二・三　略］<br>［2　略］ | （簡易無線局に係る無線設備の変更等）<br>**第九条の三**　総務大臣又は総合通信局長は、設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。<br>（登録の対象とする無線局）<br>**第十六条**　［同上］<br>［一～十一の二　同上］<br>十二　設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備（同号チの技術基準が適用されるものに限る。）を使用する簡易無線局<br>（登録局の無線設備の規格）<br>**第十七条**　［同上］<br>［一～十一の二　同上］<br>十二　設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準<br>（登録局の開設区域）<br>**第十八条**　［同上］<br>一　三五一・一六八七五MHz以上三五一・三八一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。<br>［二・三　同上］<br>［2　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（無線設備規則の一部改正）

**第二条**　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。